

## 由比ガ浜こどもセンターほいくえんホールの利用に当たって

由比ガ浜こどもセンターほいくえんホールの利用方法は、次のとおりです。

由比ガ浜こどもセンターは、由比ガ浜保育園・鎌倉子育て支援センター・障害児通所支援施設からなる複合施設です。利用される際は、施設利用者への配慮をお願いします。

### 1 利用方法等

#### (1) 登録できる団体と登録方法

登録できる団体は、鎌倉市内の子育て支援グループ等であり、その活動を通じて、子育て家庭を支援することが認められる非営利団体です。また、団体の構成員の半数以上が鎌倉市内に住所を有していること若しくは、通勤又は通学していることが要件です。

登録を希望する団体は、ほいくえんホール利用団体登録申請書に必要事項を記入の上、利用団体構成員名簿を添付し、直接由比ガ浜保育園に提出してください。団体登録には、代表者の印鑑が必要となりますので、ご持参ください。

#### (2) 利用申し込み方法

(申請日)

原則として利用日の前月の初日（土曜日、日曜日及び祝祭日並びに12月28日から翌年の1月4日までの場合はこれらの日の翌日）までに、ほいくえんホール利用申請書を提出してください。

(申請場所)

由比ガ浜保育園1階事務室（鎌倉市由比ガ浜三丁目11番48号）

(お問い合わせ先)

0467-61-0880

#### (3) 利用回数

1団体につき、週1回を限度として利用いただけます。利用については先着順とします。

#### (4) 利用日時

ほいくえんホールを利用することができる日は、日曜日及び祝祭日並びに12月28日から翌年の1月4日までの期間を除く日とします。その際、由比ガ浜保育園、鎌倉子育て支援センター及び障害児通所支援施設の園児等が利用する時間を除く、午前9時から午後5時まで利用いただけます。

なお、1回の利用時間については、原則3時間までとします。

#### (5) 利用料金

無料とします。

### 2 利用にあたっての注意事項

(1) 利用を認めた日でも、園運営等の理由で利用をキャンセルすることがあります。

(2) 市職員の指示に従わないときや、施設・備品を破損する恐れがある場合は、利用

又は団体登録を取消す場合があります。

- (3) 施設の駐車場の利用はできません。ただし、荷物の搬入等についての利用は御相談ください。
- (4) 利用に当たっては、次の行為は行うことができません。
  - ・他人に迷惑を及ぼす行為
  - ・営利行為（バザーを含む）
  - ・政治活動を目的とする活動
  - ・由比ガ浜こどもセンター及び近隣へ影響を与える楽器等の利用
  - ・建物・備品等を傷つけるような活動
  - ・飲酒及び喫煙
  - ・火気の利用
  - ・園児のお昼寝に影響を与える音の発生（概ね正午から午後2時30分まで）
- (5) ほいくえんホールを気持ちよく利用いただくために、以下の事項を守って利用いただきますようお願いいたします。
  - ・利用終了後は、部屋の清掃を行い、ごみはすべて持ち帰ってください。
  - ・備品等の適正な利用と利用した備品等の片付けを行ってください。
- (6) その他
  - ・建物、備品等を破損した場合、直ちに市職員に申し出てください。
  - ・不明な点等は、由比ガ浜保育園の職員の指示に従ってください。